

## 【論説】

# 1848年革命期ベルリンにおける ストライキ運動

川 越 修

## 目 次

- I 研究状況と課題
- II 1848年春のストライキ運動
  - 1 バリケードからストライキへ
  - 2 ストライキ運動の展開
- III 事例分析
  - 1 「工場労働者」層
  - 2 「職人労働者」層
- IV 印刷工のストライキ運動
  - 1 社会的・経済的状況
  - 2 4月のストライキ
  - 3 全国組織の結成
  - 4 8月のストライキ
- V 結び——ストライキ運動と労働者友愛会運動

## I 研究状況と課題

「近代社会の転換点」としてのヨーロッパ1848年革命の特徴は、労働者の解放と民族の解放という二つの運動が、各国や各地域の特殊性を孕みつつ「重層的」に展開された点にある。こうした見方は、それぞれニュアンスを異にするとはいえ、最近の我国の48年革命研究の一つの基本的立場となりつつあるように思われる<sup>1)</sup>。だがこの観点を深め、それを手がかりに近代ヨーロッパ社会の

1) 喜安 朗「普遍主義からの脱却——一八四八年にむかうヨーロッパ——」, 「一九世紀ヨーロッパと変革主体」同『民衆運動と社会主義』勁草書房, 1977年, 所収, 柳澤 治『ドイツ三月革命ノ

実像を明らかにしてゆくためには、革命の「重層構造」を各地域の事例に即して実証的に解明してゆく作業の積み重ねが不可欠であろう。本稿ではこうした基礎作業の一つとして、革命期ベルリンにおけるストライキ運動を取り上げる<sup>2)</sup>。

1848年のドイツにおけるストライキ運動は、一方においては、経済循環のリズムに対応し好況期にその分け前を求める形で展開されはじめた1860年代以降のストライキとは異なり、1847年の食料品価格の高騰により極限にまで達した物質的困窮や、手工業職人の労働者化などにみられる社会的階層構造の変化に対する抗議運動の色彩を強く持ったものであった<sup>3)</sup>。他方、その担い手の多様さ、要求内容、運動の規模と地域的広がり、闘争手段などについてみれば、48年革命期のストライキ運動は、ツンフトという社会的・経済的制度の枠内で行なわれた手工業職人の運動とも明確に一線を画している。1848年には、いわばストライキの歴史における「前近代」と「近代」が重なり合い絡み合って多様な運動を形成していたのである。とすれば、48年革命期のストライキ運動の分析は革命そのものの「重層構造」を明らかにする上でも、一つの素材を提供しているといえよう。

ところで、1848年のドイツにおけるストライキ運動を主題とした研究は少なく、今のところ1950年の E. トットおよび H. ラダントのもの<sup>4)</sup>が存在するに

の研究』岩波書店、昭和49年。『思想』645号（特集《1848年—近代社会の転換点》）、1978年3月。良知 力編『共同研究』1848年革命』大月書店、1979年。『東欧史研究』第3号（特集・1848年革命期の東ヨーロッパ）、1980年5月、などを参照。

2) 本稿は三月前期のベルリン労働者の重層性について論じた先の拙稿「革命前夜のベルリン労働者」良知 力編、前掲書、所収、を下敷にしたものであり、あわせて参照いただければ幸いである。なお革命期ベルリン労働者については、今後引き続き、労働者友愛会運動の問題、市民軍や失業対策事業を軸に展開された、「市民」および機械工と、労働貧民としての「プロレタリアート」との対立などの問題を中心に、検討してゆきたいと考えている。

3) U. Engelhardt, Zur Entwicklung der Streikbewegungen in der ersten Industrialisierungsphase und zur Funktion von Streiks bei der Konstituierung der Gewerkschaftsbewegung in Deutschland, in: *IWK(Internationale wissenschaftliche Korrespondenz der deutschen Arbeiterbewegung)*, 15. Jg., H. 4, Dez. 1979, S. 547-569, bes. 549-552. Vgl. auch K. Tenfelde und H. Volkmann (Hrsg.), *Streik. Zur Geschichte des Arbeitskampfes in Deutschland während der Industrialisierung*, München 1981, S. 9-30.

4) E. Todt und H. Radandt, *Zur Frühgeschichte der deutschen Gewerkschafts-Bewegung 1800-1849*, Berlin 1950.

すぎない。この研究は、同時代の印刷史料と後の労働組合運動史の文献に依拠しつつ、三月前期および革命期の労働者の運動を「初期」労働組合運動として詳細に跡づけたものであり、我々はそこから本稿のテーマに関しても多くの事実を学ぶうる。しかし上にあげた問題関心や、48年革命のなかでこれらの運動がどのような位置を占めるのかなどの点については、そこに十分な解答を見出すことはできない。

他方、48年革命と労働者というテーマについての最近の研究においては、革命期のストライキ運動は、全体としてみるならば、労働者の組織的運動の「前座」としての位置を与えられるにとどまり、それ自体の分析は重視されていない。この点は、従来の研究をまとめ48年革命における労働者の役割を分析した、東西両ドイツの代表的な二論稿の内によく示されている。すなわち西独の W. シーダー<sup>5)</sup>は、「手工業・労働者」を主たる担い手とする「労働者協会」運動を「社会保守主義」、「社会改良主義」、「社会革命主義」という三つの潮流に類型化することをもって労働者の役割を論じており、そこにはストライキ運動への言及はみられない。これに対し東独の W. シュミット<sup>6)</sup>は、この時期のストライキ運動を「ブルジョア革命における決定的な新現象」としながらも、その意義を専らプロレタリアートの「階級意識の覚醒」への寄与の内のみ見出し、ストライキ運動の評価は、それが孕んでいた「経済主義」を全国的な組織のプログラムとして「固定化」したボルンおよび労働者友愛会にたいする厳しい批判と結びつけられているのである。

この両者に比べると、P. H. ノイエスは「賃上げを求める広汎な運動」を、三月直後の「最も著しい特徴」であり「1848年革命におけるドイツ労働者の諸活動のなかで最も重要な側面の一つである」<sup>7)</sup>と、より積極的に評価している

5) W. Schieder, Die Rolle der deutschen Arbeiter in der Revolution von 1848/1849, in: W. Klötzer u. a. (Hrsg.), *Ideen und Strukturen der deutschen Revolution 1848* (= *Archiv für Frankfurts Geschichte und Kunst*, Heft 54), Frankfurt am Main 1974, S. 43-56.

6) W. Schmidt, Zur Rolle des Proletariats in der deutschen Revolution von 1848/49, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, XVII, 1969, S. 270-288, bes. S. 280 f.

7) P. H. Noyes, *Organization and Revolution. Working-Class Associations in the*

かにみえる。しかし彼にあっては、その意義はやはり組織化へのインパクトの内に求められている。労働者たちはストライキ運動を通じて組織化の必要性を認識したが、異なった状態の下におかれ異なったものを求めた各労働者グループの組織化プランは多様であり、「1848年のドイツ労働者運動の歴史は大部分、これらの相違を調停せんとする不成功に終わった試みの歴史である」<sup>8)</sup> という彼のきわめて興味深いテーゼも、ストライキ運動そのものの事例分析には生かされていないのである。

さらに最近の48年革命の地域史研究も、ザクセン<sup>9)</sup>、ウィーン<sup>10)</sup>、フランクフルト・アム・マイン<sup>11)</sup>などについてみる限り、ストライキ運動の実態をとらえるための素材を提供しているとはいえない。これらの研究を一瞥した限りではせいぜい、ベルリンやウィーンなど3月に軍隊との武力衝突を経験した都市において他の都市に比べより活発にストライキ運動が行なわれた、という点を指摘しうるにとどまる。

以上に述べた48年革命期のストライキ運動をめぐる研究状況については、ドイツの初期労働運動史研究における「社会史的叙述」の欠如に対する D. ドーヴェの次の批判が、そのまま当てはまると言えよう。すなわち彼は、1863年までの時期を対象とする労働運動史研究の根本的欠陥は、政治的關係については十分な情報が提供されているにもかかわらず、運動の経済的、社会的原因、あるいは労働者の状態などについては、「ただ全く大雑把に叙述されているにすぎないか、または外郭的条件としてプラカードのごとくひとまとめにして序論

8) *German Revolutions of 1848-1849*, Princeton University Press, Princeton, 1966, p. 129.

8) *Op. cit.*, p. 136.

9) R. Weber, *Die Revolution in Sachsen 1848/49. Entwicklung und Analyse ihrer Triebkräfte*, Berlin 1970, S. 68-79.

10) W. Häusler, *Von der Massenarmut zur Arbeiterbewegung. Demokratie und soziale Frage in der Wiener Revolution von 1848*, Wien-München 1979, S. 179-196. 良知力「ウィーン革命と労働者階級」同『向う岸からの世界史——一つの四八年革命史論』未来社、1978年、所収、をも参照。

11) F. Neuland, *Proletarier und Bürger. Arbeiterbewegung und radikale Demokratie in Frankfurt am Main*, Frankfurt am Main 1973, S. 41-46.

で論ぜられているにすぎない」点にあると述べているのである<sup>12)</sup>。

こうした研究状況をふまえ本稿は、48年春のドイツにおけるストライキ運動の中心地となったベルリンの事例<sup>13)</sup>を、「労働者新聞」を中心とした印刷史料<sup>14)</sup>をもとに、個々の労働者グループのおかれていた社会的、経済的状況との関連に留意しつつ、出来る限り詳しく紹介することを主たる課題とする。以下、まずストライキ運動の背景となった「3月」革命直後のベルリンの状況にふれ(II-1)、トット・ラダントに拠りつつストライキ運動を概観し(II-2)、その上で個々の運動の事例分析を行ない(III)、さらにそのなかでもきわめて特異な運動を展開した印刷工の運動についてやや詳しく見てゆく(IV)ことにしよう。そして終章においては、以上のストライキ運動の分析をふまえ労働者友愛会運動の基本的性格について若干考えてみたい。

12) D. Dowe, *Bibliographie der deutschen Arbeiterbewegung, sozialistischen und kommunistischen Bewegung von den Anfängen bis 1863*, Bonn-Bad Godesberg 1976, S. 30 f.

13) 48年革命期のベルリン労働者、とくに彼らの「組織的」運動については、E. Bernstein (Hrsg.), *Die Geschichte der Berliner Arbeiter-Bewegung*, I. Teil, Berlin 1907, S. 9-92. D. Bergmann, *Die Berliner Arbeiterschaft in Vormärz und Revolution 1830-1850*, in: O. Büsch (Hrsg.), *Untersuchungen zur Geschichte der frühen Industrialisierung vornehmlich im Wirtschaftsraum Berlin/Brandenburg*, Berlin 1971, S. 455-511. K. Wernicke, *Kommunisten und politische Aktivisten in der Berliner Arbeiterbewegung vor, während und nach der Revolution 1848/49*, in: *Beiträge zur Geschichte der Arbeiterbewegung*, X, 1968, S. 298-344. 増谷英樹「『三月革命』期における労働者運動の一側面——ベルリン『労働者中央委員会』の成立をめぐる」『思想』645号, 1978年3月, 所収, を参照。また産業革命期ベルリンのストライキを概観したものととして, L. Baar, *Der Kampf der Berliner Arbeiter während der industriellen Revolution*, in: *Jahrbuch für Regionalgeschichte*, Bd. 2, Weimar 1967, S. 27-49, vgl. auch ders., *Die Berliner Industrie in der industriellen Revolution*, Berlin 1966, S. 198-210, がある。

14) 第II章以下で用いた主な史料は次の5点である。 *Deutsche Arbeiter-Zeitung. Organ für Arbeiter und Arbeitgeber*, Berlin 1848, (DAZ と略記)。 *Gutenberg. Organ für das Gesamtinteresse der Buchdrucker und Schriftgießer Deutschlands*, Berlin 1848-49, (Gutenberg)。 *Das Volk. Organ des Central-Komitees für Arbeiter. Eine sozial-politische Zeitschrift*, hrsg. v. Schriftsetzer Born, Berlin 1848, (Volk)。 *Die Verbrüderung. Correspondenzblatt aller deutschen Arbeiter*, hrsg. v. Centralcomité für die deutschen Arbeiter, Leipzig 1848-50, (Vbr-)。 A. Wolff, *Berliner Revolutionschronik*, 3 Bde., Berlin 1851-53, (Wolff I, usw.)。以下においては注記の煩雑を避けるため, これらの史料からの引用は各々末尾に掲げた略号により DAZ, No. 1, 8. Apr., S. 1, といった形で示し, 極力本文中に挿入してゆくことにする。なお発行年月日は初出の際のみ記載し, 1848年に発行されたものについては年号を省略する。また Abg. は Abgedruckt bei (掲載箇所) の略号として用いる。

## II 1848年春のストライキ運動

### 1 バリケードからストライキへ

ベルリンにおける3月18・19日の「革命」は、「全体としての市民層」とプロイセン軍との戦闘という形をとりながらも、実際にバリケードに立って戦ったのは、周知のごとく職人を中心とした労働者層であった。軍が撤退し、「革命」の勝利が知らされた3月19日のベルリンは、フォンターネの表現を借りれば、「つい昨日は自制していた、あるいはまったく隠れていた俗物連中——もちろんすばらしい例外はある——が再び姿を現わし」<sup>15)</sup> て、お祭り騒ぎにつつまれた(Wolff I, S. 256)ものの、すでに「市民階級(ブルジョアジー)の間では労働者(民衆)に対する反動が始まって」<sup>16)</sup>いた。3月19日付の布告<sup>17)</sup>によって認可された「市民武装」の問題を、その一例としてあげることができよう。すなわち布告は「市民」と並び「居留民」(Schutzverwandte)にも「武装」への参加を認めていたものの、実際の武器配布は「市民証」の呈示を条件に行なわれ、「居留民」たる労働者層は事実上そこから締め出されてしまったのである<sup>18)</sup>。

3月23日に G. ユリウスが『ツァイトゥングスハレ』紙に発表した論説は、「市民」の側のこうした「反動」、すなわち労働者たちの自立的な動きへの「不安」をさらにかきたてる結果となった。「実は我々のところでも、フランスやイギリスにおけるのと同様、市民階級と労働者階級の間断絶はすでに完成している。王制と共和制の間ではなく、有産者と自らの労働力を手に財産を

15) *Einheit und Freiheit. Die deutsche Geschichte von 1815-1849 in zeitgenössischen Dokumenten*, dargestellt und eingeleitet von K. Obermann, Berlin 1950, S. 281.

16) Brief von R. Virchow an seinen Vater, 24. März 1848, in: R. Weber (Hrsg.), *Revolutionenbriefe 1848/49*, Leipzig 1973, S. 87.

17) Abgedruckt bei *Einheit und Freiheit*, S. 282.

18) *Die Berliner Bürgerwehr im Jahre 1848, von ihrer Organisation am 19. März bis zu ihrer Auflösung am 11. November*, aus den hinterlassenen Papieren des Commandeurs der Berliner Bürgerwehr O. Rimpler, bearbeitet von H. Schaffert, Brandenburg 1883, S. 4. Vgl. auch R. Springer, *Berlin's Strassen, Kneipen und Clubs im Jahre 1848*, Berlin 1850, S. 56. ただし「遊撃隊」として「市民軍」に参加した手工業者協会と並び、機械工はボルジヒ指揮下の第17大隊への参加と認められている。O. Rimpler, *a. a. O.*, S. 12, 17.

求めて群がる者たちとの間にこそ争いがある。わが市民たちはこれをよく感じとっており、それゆえすでに今、すなわち我々の栄光ある革命のすぐ翌日に、全力で後退を始めているのだ」(Wolff I, S. 384) という彼の主張は、激しい反発をひき起こした。そしてユリウスは「扇動者」として、「市民軍」をはじめとする多くの「市民」の批判にさらされたのである。

こうした市民層の労働者にたいする「不安」を裏返しにした形で、3月末から4月にかけては、国や市によって様々な労働者問題対策がとられる。そのなかでは、3月25日の新聞報道により人々が殺到し4月に至るまで続いたという賃草の無償返還<sup>19)</sup>、同じ日に市参事会が発表した、家賃にかけられていた税金と市立学校授業料のうち前年末までの滞納分は免除するという措置(Wolff I, S. 405)などの懐柔策的なものと並び、労働者の失業問題への対応が大きな比重を占めた。市郊外のレーベルゲでの開墾事業、同じくモアビートからシュペンダウへの運河建設、さらには種々の公共建築物の取壊しや新築などが、ベルリン出身ないしは居住権をもつ労働者を対象とした失業対策事業として行なわれ、多くの労働者を吸収した<sup>20)</sup>、囚人労働の中止や王立大砲工場の仕事の民間依託などによる手工業者の仕事の創出策(Ebd., S. 407, II, S. 105)も試みられた。

こうした対策にもかかわらず、4月上旬のベルリンでは、失業中の仕立職人に率いられた群衆のデモや、衣装店、家具店およびその「ユダヤ人店主」<sup>21)</sup>に

19) Wolff I, S. 405. 当時ベルリンには12軒の賃屋(うち一つは公営)があった。年利は公営が10%、その他は16.7%であったが、公営の賃屋は午後3時に閉じ、1ターラー以下の賃草は扱わなかったため、庶民は主として私営の方を利用していた。F. Sass, *Berlin in seiner neuesten Zeit und Entwicklung*, Leipzig 1846, S. 295. 11軒の私営の賃屋に置かれていた賃草の個数は、1846年の21万5千から47年には23万3千に増えたが、48年には18万4千(取扱い高19万2千ターラー)に減っている。Jahresbericht des statistischen Amtes im Königlichen Polizei-Präsidium zu Berlin für das Jahr 1852, Leipzig 1853, S. 112.

20) Wolff I, S. 406 f. 2500名が市に、3000名が国に雇用された(Ebd., S. 481)。これらの事業に要した費用は市の分だけでも30万ターラーを超えた。ちなみに1848年のベルリン市の救済事業支出は53万ターラーである。Bericht über die Verwaltung der Stadt Berlin in den Jahren 1841 bis incl. 1850, hrsg. vom Magistrat Berlin, Berlin 1853, S. 35 f.

21) 1852年の統計によると、ベルリンには11800名のユダヤ人がおり、約4千名の成人男子のうち約1200名が商業関係の自営業者(両替商90、卸売商および工場主309、商店主435など)であっ

たいする威嚇など<sup>22)</sup>、市民層に「革命がさらに進行して完全な無政府状態を招来するのではないかという危惧」<sup>23)</sup>を抱かせるような事件も起きる。しかし全体的にみると、この時期の労働者たちは街頭騒擾という形で不満を訴えるというよりも、3月26日のシェーンハウス門前の大集会(以下3・26集会と略記)<sup>24)</sup>などの「民衆集会」に参加し発言したり、さらには革命を通じて「自ら獲得」し、4月6日の法令<sup>25)</sup>によって法的にも保証された「集会・結社の自由」を行使する道をとった。すなわち、彼らはこの「自由」を「協同組織」(Association)の権利にとらえ、あらゆる産業部門、職種で「職種別組合」(Corporation)を結成したり、自分たちの状況について協議するための集会を開催したりしたのである(Wolff I, S. 485)。そしてそれらの動きのなかから主として各職種ごとに要求がまとめられ、その要求を貫徹すべく様々な形をとったストライキ運動が繰り広げられることになる。

4月20日に出された、ストライキや集会への参加強制を禁止し、4月6日の法令にもかかわらず市中のデモ行進には届出が必要であることを周知徹底させることを目的とした警察告示にある次の叙述は、その意図とは逆に、この時期のストライキ運動の一面をよく伝えている。「最近、職人や労働者が突然仕事をやめ、工場、仕事場、あるいは建築工事現場で働く彼らの同僚に、仕事をやめ、広場や市門の前で行なわれている集会に、隊列を組み旗を押したて音楽をかき鳴らしながら参加するよう強要する、といった事態が頻発している。その目的とするところは、賃上げ、労働時間短縮、その他の条件——それが認められた場合のみ仕事を続けることができると彼らは言うのだが——について協議することである。」(Wolff II, S. 158)

22) *Jahresbericht*.....(siehe Anm. 19), S. 70 f.

22) Wolff II, S. 113, 115 f. Vgl. auch A. Streckfuß, *Berlin im neunzehnten Jahrhundert*, 4. Bd., Berlin o. J., S. 197 ff.

23) A. Streckfuß, *a. a. O.*, S. 198.

24) この集会については増谷英樹、前掲論文、129-131ページ、を参照。

25) Verordnung über einige Grundlagen der künftigen preußischen Verfassung, vom 6. April 1848, in: E. R. Huber (Hrsg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd. 1, 3. Aufl., Stuttgart/Berlin/Köln/Mainz 1978, S. 451 f.



## 2 ストライキ運動の展開

ベルリンをはじめとしてドイツ各地でストライキ運動が最も活発に展開されたのは、前の引用文も示唆しているように、3月下旬から5月上旬にかけての時期であった。H. ラダントの作った1848年のストライキ一覧表<sup>26)</sup>によれば、この年にドイツで起こった計49件のストライキのうち、3月下旬から5月上旬までの約一か月半の間に27件が記録されており、またベルリンにおける18件のストライキも、土工（7月）および印刷工（8月）のものを除き、いずれもこれと同じ時期に集中しているのである。個々の事例の分析に先立って、ここではまず上記のラダントの一覧表からベルリンの事例を抜き出した第1表によって、1848年のベルリンにおけるストライキ運動を概観しておこう。

この表に挙げられた一連のストライキは通例、賃上げ（週3-4ターラーへ）と労働時間短縮（10-12時間へ）を求めた運動として一括され<sup>27)</sup>、またその要求額も、他の大都市での要求（ほぼ3-4.5ターラー）や小都市・農村での要求（2-4ターラー）と比べても、「穏当」なものとされている<sup>28)</sup>。労働者たちの賃金要求が多くなる場合、数年来の物価高騰<sup>29)</sup>に対する生活防衛の意味もあり、最低賃金要求であったこと、またその額についても、当時の統計家レーデンが1840年代半ばの調査に基づいて、「標準手労働者世帯」（5人家族）の「最低生活費を賄うために必要な収入」として180ターラー（そのうち主たる働き手の収入は108ターラーから120ターラー）という数字（従って週平均約3.5ターラー）を挙げていること<sup>30)</sup>をみ

26) E. Todt und H. Radandt, *a. a. O.*, S. 200-207.

27) 例えば, P. H. Noyes, *a. a. O.*, S. 130.

28) E. Todt und H. Radandt *a. a. O.*, S. 126. なお革命期のドイツ各地の労働者の賃金・労働時間についての要求を職種別に整理したものととして, *ibd.*, S. 126-152 を参照.

29) この点については, 前掲拙稿, 88ページ, 98ページ以下, を参照されたい.

30) F. W. v. Reden, *Flüchtige Erinnerungen aus einem freien Vortrage über Lebensmittelpreise und Arbeitslöhne*, in: *Zeitschrift des Vereins für deutsche Statistik*, I. Jg., Berlin 1847, S. 568 f. なお, 1850年代のドイツ諸都市における平均「最低生活費」については, 4-5人の家計で110-130ターラーという数字もある. D. Saalfeld, *Methodische Darlegungen zur Einkommensentwicklung und Sozialstruktur 1760-1860 am Beispiel einiger deutscher Städte*, in: H. Winkel (Hrsg.), *Vom Kleingewerbe zur Großindustrie* (=Schriften des Vereins für Socialpolitik, neue Folge, Bd. 83), Berlin 1975, S. 240.

第1表 1848年ベルリンにおけるストライキ

	期 日	職 種	要 求 項 目	結 果
1	3月末	機械工	①最低週給4 T. ②10時間労働 ③時間外・日曜労働への特別手当 ④労働者委員会	①, ②承認
2	4月3—7日の間	プレトリウス工場の葉巻タバコ労働者	①賃上げ	労働者解雇
3	4月6—7日	サラサ捺染工(200名)	①手染めの部分的保持②女工解雇	雇い主側の部分的妥協. 最低週給4 T.
4	4月11日	織工, 絹, 毛, セル各織物工	①強制労働施設での仕事中止	政府, 各企業に契約解除を許可
5	4月11または12日	左官, 大工, 指物職人, 建設労働者	①賃上げ②10時間労働	①左官25, 大工22.5, 建設労働者15 Sgr.(日給) ②承認
6	4月16—17日	仕立職人	①賃上げ, 日給 25 Sgr.へ②12時間労働③日曜労働廃止④職人による労働紹介⑤女工解雇⑥労使平等の契約解除予告期間	12時間労働に対し20 Sgr.⑤承認
7	4月18日	パン職人	①12時間労働②時間外労働手当 ③ Du ではなく Sie で話しかけること	全て承認
8	4月18—25日の間の1日	仕立職人	①仕立職人リュヒョウの釈放, ないし市外追放処分の取消し	追放取消し
9	4月20—25日	靴職人(2千名)	①賃上げ, 紳士靴一週3 T. 5 Sgr. 後に4 T. へ. 婦人靴一週3 T. 後に3.5 T. へ	親方側, 部分的に妥協
10	4月29日	製陶職人	①賃上げ, 日給17.5から25 Sgr. へ②18時以降の労働廃止	不明
11	4月29—30日	印刷職人(600名), 徒弟	①賃上げ②労働時間短縮	雇い主側, 6月に賃金案提示を約束
12	4月30日—	指物職人	①出来高払い制の撤廃	不明
13	4月	錠前職人	①最低週給3.5 T. ②10時間労働③時間外労働手当④出来高賃金率の改訂	全て承認
14	5月2日	印刷職人	①雇い主側が職人に署名を求めた念書(ストライキへの参加を反省するとの内容)の撤回	念書撤回
15	5月3日—	仕立職人	①出来高払い制の撤廃	不明
16	5月3日—	錠前職人	①出来高払い制の撤廃	不明
17	7月1日	土工	①出来高払い制の撤廃	不明
18	8月1日から4週間	印刷職人(400名)	①全ドイツ統一賃金率を求めたマインツ決議の承認	成果なし

備考: 表中の T. はターラー, Sgr. はジルバーグロッシェンの略, 1 T.=30 Sgr.

れば、こうした評価も一応は肯定できよう。しかし第1表に挙げられた要求項目のなかにも、サラサ捺染工や織工の女工解雇、強制労働施設での仕事中止の要求、仕立工や製靴工らの職人相互の競争の防止と無制限の労働時間延長の阻止を狙った出来高払い制撤廃の要求など、各労働者グループの置かれた経済的、社会的状況を反映した要求も多くみられる。この事実は、48年春のストライキ運動を賃上げ・労働時間短縮を求めた「穏当」な運動として概括するだけでは、ストライキ運動の分析としては不十分なものとならざるを得ないことを示唆し

第2表 1848年革命前後のベルリン労働者の賃金<sup>31)</sup>

職 種	1845/46年	1848年		1853年	
		要 求 額	獲 得 額		
機械工	2—9	最低 4	4	4—12	
サラサ捺染工	—5	手染	最低 4	手染 機械	2.5—4 4.5—9
仕立工	1.5—4.5	最低 5	4	2.5—6	
指物工	2—5	最低 4		2.5—5	
製靴工	2—3.5	男もの 4 女もの 3.5	2.8 2.3	2—4	
印刷工 { 印刷 植字	3—5 3—6	} 最低 5		4—8 3—8	
日雇労働者	2—2.5		冬3.5—夏 4	3	2—3

備考：週あたりの最低—最高賃金。単位はターラー。史料の数字が日給の場合は6倍した。

31) 本表の数字は次の史料からとった。1845/46年：F. W. v. Reden, *Erwerbs- und Verkehrsstatistik des Königreichs Preußen*, Bd. 1, Darmstadt 1853, S. 467—490。なお、機械工については、拙稿「プロイセン王立海外貿易会社機械製造・鑄鉄工場（ベルリン・モアビート）における労働者の状態」『史学雑誌』第87編第7号、昭和53年7月、62ページ、また仕立工、指物工、サラサ捺染工については、前掲拙稿（1979年）、82—84ページ、をも参照。1848年：Wolff I, S. 436, II, S. 256（機械工）。Wolff II, S. 113 f（サラサ捺染工）。DAZ, No. 9, 6. Mai, S. 68（仕立工）。DAZ, No. 4, 19. April, S. 32（指物工）。DAZ, No. 12, 17. Mai, S. 93（製靴工）。Wolff II, S. 149（日雇労働者）。Gutenberg, Nr. 1. 2, 13. Mai, S. 2（印刷工）。1853年：Jahresbericht des Statistischen Amtes im Königlichen Polizei-Präsidio zu Berlin für das Jahr 1853, Berlin 1854, S. 65—100。

ているのではなからうか。

この点は、当の賃上げ・労働時間短縮を主目的とした労働者グループのストライキ運動の結果に現われた相違からも明らかになる。すなわち第1表によれば、機械工および職人層の要求はこれらの点についてはほぼ認められているのに対し、葉巻タバコ労働者にとっては労働者の解雇、印刷工の場合には運動の長期化→全国組織の結成→労働者側の敗北という帰結が生じているのである。さらに革命前後の賃金の動向をまとめた第2表は、こうした運動の帰結の差違を別の角度から例証していると思われる。

本表が革命を挟んだ数年間のベルリン労働者のおおよその賃金動向として明らかにしているのは、(1)革命前には賃金の上限には下限と比べ職種による大きな隔たりがあったこと、(2)革命期には賃金の下限を引き上げる形での要求が行なわれ、獲得額についてもほぼ一致がみられること、(3)しかしその獲得額と革命後の賃金の関係には職種により大きな差違が生じていること、などの諸点である。すなわち1853年時点をとると、機械工の場合には革命時に獲得した最低賃金が革命後も維持され、賃金の上限も革命前よりも上昇しているのに対し、サラサ捺染工と日雇労働者にとってはこれとは反対に、革命時の最低賃金額が5年後には賃金の上限となっており、また印刷工の賃金動向はこの両者の中間に位置する、といった違いが生じているのである。

以上の点をふまえ、次章ではいくつかの職種の労働者について、各々が置かれていた経済的、社会的状況との関連に留意しつつ、第1表からは明らかにならない彼らのストライキ運動の経緯をいまま少し詳細に追ってみることにしよう。そのさい分析の対象としたのは、すでにたびたび名前をあげた機械工、サラサ捺染工、さらには葉巻タバコ労働者など異なったタイプの「工場労働者」層、仕立工、製靴工、指物工に代表される「職人労働者」層<sup>32)</sup>、そして独自のストライキ運動を展開した印刷工といった労働者グループである。さらに第1表で

32) この概念については、拙稿「ドイツ三月前期の『職人労働者』」『経済学論叢』(同志社大学)第29巻第5・6号、1981年6月、25ページ以下、を参照願いたい。

は7月に一件のストライキが記録されているにすぎない土工、日雇労働者、あるいは失業対策事業労働者たち<sup>33)</sup>についても、他の労働者グループのストライキ運動に対応した彼ら独自の運動は存在しなかったのかという疑問が生じるが、この点については別の機会に論ずることとした。

### III 事例分析

#### 1 「工場労働者」層

機械工 ドイツにおける1840年代後半の経済恐慌は、最近の研究によれば、45年から47年にかけての農産物価格の高騰に起因する恐慌と、それが引き金となって48年初頭に重工業、金融部門に波及した恐慌という、二つの「相互に比較的独立して推移した」恐慌からなっていたとされる<sup>34)</sup>。この点の評価はともかく、賃金・労働条件の面からも他の労働者層に比して「貴族的」立場を享受していたこともあり、三月前期には運動の表面にほとんど姿を現わさなかった機械工が、48年のストライキ運動の口火を切ることになった背景には、恐慌の影響があったことを見逃すことはできない。3月初旬には当時ベルリン最大の機械工場であったボルジヒで400名の労働者が解雇されたと言われている<sup>35)</sup>、3・26集会で機械工を代表して発言したジークリストも、何よりもまず仕事不足の現状を告発しているのである(Wolff I, S. 436)。

さて、3月18日には急進派学生の呼びかけに応じ、一日の仕事を終え一週間

33) 「レーベルガー」をはじめとするこれらの労働者層の革命期の動きについては、良知力「1848年にとってプロレタリアートとは何か」同著 前掲書、所収、81ページ以下、を参照。

34) Siehe R. Spree und J. Bergmann, Die Konjunkturelle Entwicklung der deutschen Wirtschaft 1840 bis 1864, in: *Sozialgeschichte Heute. Festschrift für H. Rosenberg*, hrsg. v. H.-U. Wehler, Göttingen 1974, S. 289-325.

35) H.-P. Helbach, Berliner Unternehmer in Vormärz und Revolution 1847-1848. Eine Trägerschicht der Frühindustrialisierung als neue politische Kraft, in: O. Büsch (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 440. Vgl. auch Wolff I, S. 53 f. ベルリンの重工業部門への恐慌の影響を示す数字としては、1847年の67台から48年の47台へというボルジヒ工場における機関車生産台数の減少、H. Wagenblass, *Der Eisenbahnbau und das Wachstum der deutschen Eisenbahn- und Maschinenbauindustrie 1835-1860. Ein Beitrag zur Geschichte der Industrialisierung Deutschlands*, Stuttgart 1973, S. 206, 鑄鉄製品の生産高の40%強の減少, L. Baar, *a. a. O.* (1966), S. 102, などがある。

分の賃金を受け取った(当日は土曜日)のちバリケード戦に加わったという機械工<sup>36)</sup>が、彼ら自身の具体的要求をまとめたのは3月23日の集会においてであった<sup>37)</sup>。王立海外貿易会社モアビート機械工場の報告<sup>38)</sup>によれば、3月26日、工場主層との「平和的交渉」が決裂したのち、機械工の代表がボルジヒ、エゲルス、フロイント、ヴェーレルトなどの事務所に押しかけ、集会で決められた次の諸項目を主眼とする要求の承認を「強要」した。週一人あたり0.5ターラーの特別手当、一日の労働時間の一時間短縮、時間外、日曜および休日の労働に対する割増賃金、労働者により労働者のなかから選ばれた委員会の決定に従った出来高賃金率の増額、すべての罰金の廃止、不熟練労働者(Arbeitsleute)が行なっている職人仕事の本来の職人への移譲、がそれである。同報告によると、労働者たちはこの要求に対する「書面での承認」を得たのち、モアビートの海外貿易会社工場へ向かったという。

こうした事態に先立って、ボルジヒは25日に、彼の工場の労働者の要求に対し声明文<sup>39)</sup>の形で回答を行なっているが、ここからは同工場の労働者たちがその時点で労働を放棄していたことが明らかになる。すなわちボルジヒはその声明文のなかで、鍛冶工に週給4ターラーを保証し、不熟練労働者の職人仕事への就業の中止や疾病・相互扶助金庫の整備に同意(これに対し罰金制度および職長を通しての雇用制度の撤廃や就業中の喫煙は拒否)しつつ、労働者たちに週明けの27日からの就労を求めているのである。またこの声明の前提となっているのは、「私の工場の労働者たちは、私が種々の弊害と混乱を除去すべく、さらにまた労働者の福祉を促進しかつ工場の存続を保証するような改善なら、どんなものでもできる限り実行に移すべく努力していることを、とうの昔から確信してい

36) P. Boerner, *Erinnerungen eines Revolutionärs. Skizzen aus dem Jahre 1848*, Bd. 1, Leipzig 1920, S. 131 f.

37) *Wolff I*, S. 413. この集会では同時に、16機械工場(ベルリンには1846年、計33の機械工場があった。L. Baar, *a. a. O.*, 1966, S. 89.)の代表と、機械工「全体」を代表するとされた錠前工ジークリストの計17名からなる委員会が結成された。

38) Abgedruckt bei L. Baar, *a. a. O.* (1966), S. 199 f, ders., *a. a. O.* (1967), S. 33 f.

39) Erklärung des Herrn Borsig, vom 25. März 1848, in: *DAZ*, No. 1, 8. April, S. 8.

るものと思う」という、ボルジヒの認識であった。労働者の要求への部分的妥協は、彼と彼の労働者の間には「時代精神と歩みを共にするという共通の関心」が存在するという彼の自論を具体化したものだったのである。

こうしたボルジヒの主張のうちに、我々はドイツの機械・鉄鋼業の労使関係の基本的特徴とされる“Herr im Haus”的立場<sup>40</sup>を見出すことができよう。さらに、「機械工場の鉄工」たちが4月11日に、最低週給4ターラー、10時間労働という彼らの要求が認められたことを祝って市中を行進し、工場主たちの費用で用意されたモアビートでの「大宴会」に大挙参加したという事実（*Wolf II*, S. 156）は、労働者の側にもボルジヒの主張を受け入れる素地があったことを示している。こうした労使の関係が成り立ちえたのは、ボルジヒの声明文に批判を加えた「一労働者」の言を借りれば<sup>41</sup>、声明文において鍛冶工を除き賃上げや労働時間短縮への言及がないことから分かるように、「ボルジヒが労働者に高賃金を払って」おり、労働者の方でも「長く働けば働くほど高収入になる」（残業を含め週8-12ターラー）といった状況が存したからであった。彼の目から見れば、ボルジヒに求められているのは、残業をやめさせ、より多くの労働者を雇用することなのである<sup>42</sup>。

サラサ捺染工 機械製造業にあっては「工場」制の形成が、旧来の手工業的熟練の延長上に新たな「エリート的」熟練労働者層を生み出す方向に向ったのに対し、この部門では、1830年代に本格化する機械導入は熟練職人の「没落」をもたらした<sup>43</sup>。事実、3・26集会でツィーゲルバインが読みあげた800名の

40) この点については、大塚 忠「ドイツ鉄鋼業の労資関係序説—(1)—」関西大学『経済論集』第28巻第5号、昭和53年12月、を参照。

41) Einige Worte an Herrn Borsig, in: *DAZ*, No. 3, 15. April, S. 26.

42) 革命期の機械工については、彼らへの恐慌の具体的影響はどのようなものだったのか、彼らの中に当時の「大工場」の労働者とその他の労働者の間の対立はなかったのか、市民軍における活動、さらには5月の「機械工協会」設立から秋の第二回民主主義者大会への参加に至る一連の運動など、いまだ不明確な問題が多いが、これらは今後の検討課題としたい。

43) 三月前期ベルリンのサラサ捺染工については、前掲拙稿（1979年）、78ページ、97ページ以下、を参照されたい。

サラサ捺染工名の請願書によれば、彼らのうちここ数年来仕事についている者は150名にすぎず、他は機械導入により「きわめて大きな困窮」状態にあった(Wolff I, S. 440)。したがって彼らの要求の主眼は「機械の制限」に置かれることになる。そのさい彼らが具体的に求めたのは、多色刷りの製品では少なくともそのうち一色は手染めにすること、若年女工(Mädchen)を雇用しないこと、労働時間短縮、労使双方14日間の労働契約破棄の予告期間などであった。

だがこの部門のストライキ運動の口火を切ったのは、これら熟練捺染工自身ではなく、ゴルトシュミットなどケペニック通り(市東南部、シュプレー河左岸)一帯の「サラサ工場」において「日給で働いている労働者」、すなわち熟練工にとって代った不熟練労働者たちであった。4月5日、彼らは工場主に「了解」を求めるというやり方で賃上げを達成したのである。これを受け翌6日、同じ工場で働く捺染工たちは、代表者による工場主との交渉を進めるとともに、上述の彼らの仕事の確保を主眼とする要求の承認を求め、ストライキに入った(Wolff II, S. 113)。

『プブリチスト』紙の第29号(1848年)に掲載された「工場主の利害に立って公表された論説」(Abg. Wolff II, S. 113f)によると、4月7日、このストライキは次のような経緯をへて一応の終結をみることになった。すなわち同日、捺染工の20名の代表が、ゴルトシュミット工場の事務所に集まっていた工場主たちに対し、先の要求の最初の二点(手染め部分の確保、プリント作業に従事する若年女工の解雇)の承認を求めた。これに対する工場主側の回答は、ここ8年来在職している200名の手染工に対し週最低4ターラーを保証、この問題については今後労使双方からなる委員会で調整、という内容であった。捺染工の代表団はこれを持ち帰り協議した結果、午後になって拒否回答を伝えるとともに、「工場破壊」を示唆した。さらに捺染工の「職人宿」に600名が結集しており、ゴルトシュミットはじめいくつかの工場が「危険」であるという報告が入るにおよび、工場主側が妥協して要求の第一点を受諾し、双方の合意が成立した。

しかし機械をめぐる労使双方の対立はこれで解決したわけではなく、翌49年



の3月には再び捺染工のストライキが起こる。きっかけは、48年4月のストライキにより捺染工が獲得した「協約」が守られなかったことと、49年1月から3月1日までの期限で雇用されていた70名の手染工の解雇問題であった。その期限を目前にした2月19日付の捺染工の「呼びかけ」(Abg. Vbr., No. 44, 2. März 1849, S. 175 f)は、「鉄製の労働者」、すなわち「夜に日をついでパンを食することなく働く機械」により職を失い、その機械を工場から駆逐しようとするれば軍が介入してくるという状況に置かれた彼らの、「一体どこからパンを得たらいいのか」という悲痛な叫びに満ちている。

一方、工場主の方からみると、48年4月の「協約」は「暴力」で脅された結果、関税同盟内の全工場が同様の措置を取るという条件を付して「妥協」したものであり、その条件が満たされない以上、あるいはまたドイツ市場を狙うイギリスの機械染色製品との競争の必要上からも、機械化は不可欠であるということになる<sup>44)</sup>。だが捺染工側はこうした見解に対し、所詮は「廉価品の大量生産」により自らの「金庫」を潤さんとするものであると反論する<sup>45)</sup>。そして3月1日、解雇された労働者が工場を退去することを拒否し、これに同調した捺染工のみならず、不熟練労働者も労働放棄の構えをみせたゴルトシュミット工場で、「警備隊」(Schutzmänner)が武力介入し7名を逮捕するにおよび、「すべての工場」の捺染工が少なくとも14日にわたるストライキに入った。ベルリンにおける労働者友愛会運動の指導者ビスキーの表現を借りれば、彼らの闘争は「我欲」、「現代の生命のない、しかし活動はしている鉄の触手を持つくらげ」、「金、生まれ、法律という特権」に対して向けられたものであり、他の職種の労働者たちからも「熱心」な支援が寄せられたという<sup>46)</sup>。

葉巻タバコ製造工 4月7日、市中心部のケーニッヒ通りとブルク通りを、

44) 2月19日の「呼びかけ」への工場主側の「返書」、Abgedruckt bei B(isky), Arbeiterbewegungen. Die Kattundrucker in Berlin, in: Vbr., No. 48, 16. März 1849, S. 189 f.

45) 工場主の「返書」に対するサラサ捺染工「委員会」の「回答」、In: *ebd.*, S. 190 f.

46) B(isky), a. a. O., Schluß, in: Vbr., No. 49, 20. Mai 1849, S. 193 f.

「G. プレトリウスの失業した葉巻タバコ労働者」と書かれた旗を押したてた「若者」がデモ行進し、うち数名が市民軍に逮捕されるという事件が起こった(Wolff II, S. 115). しかしこれらの「若者」の大部分は、同工場の「全葉巻タバコ製造工」が公表した声明文では、いささか否定的な意味を含め、「製造工」ではなく「徒弟」であり、彼らは首を切られたのではなく、賃上げ、労働時間短縮の要求が拒否されたため「自ら働くことをやめた」とされている(Ebd.). 工場主プレトリウス自身の説明も内容的にはこれと合致している. すなわち、彼の工場の22名の「労働者」は仕事を「やめねばならなかった」のではなく、「自ら仕事を放棄した」のであり、彼らは就業しつづけた38名とは異なり、「ファルツ・タバコの葉巻千個につき1ターラーという条件」で、短期間雇用されたにすぎなかったのである(Ebd., S. 138). これがプレトリウス工場の「ストライキ」の一応の顛末だが、その背後にはこの業種内における定住熟練労働者とその他の労働者の対立が隠されていた. 対立の原因はこの部門の特異な労働力構成にある.

すなわち、葉巻タバコ製造業は「自由な」、つまりツンフト的伝統を持たない産業として、「流れ込んでくるすべての労働者」を受け入れつつ、18世紀初頭から大きく発展をとげたが、その労働者内部には明確な階層性が存在した. 1841年のプレーメンを例にとると、約2千名の葉巻タバコ労働者のうち成人の「葉巻工」が732名と約三分の一を占め、12歳から18歳の「タバコ製造工」(748名)と葉のもぎとり作業に従事する子供や、葉の洗浄、乾燥、選別にあたる労働者が、「葉巻工」の下で働いていた. そして賃金は出来高に応じて「葉巻工」に支払われ、彼らから他の労働者に配分されるという形をとっていたのである<sup>47)</sup>.

ところで48年革命期には、タバコ労働者は「葉巻工」を中心に印刷工とならぶ「全国組織」を作りあげたが、本稿では彼らの組織化の運動をめぐる問題に

---

47) W. Frisch, *Die Organisationsbestrebungen der Arbeiter in der deutschen Tabakindustrie*, Leipzig 1905, S. 9-11.

まで立ち入ることはできない<sup>48)</sup>。ただ上記のストライキの件との関連でこの問題に関し、二、三の留意点をあげておきたい。まず第一は、この部門の労働者の中核をなす「葉巻工」自身が、葉巻作業が熟練した手仕事に依存している限りで手工業者的性格を持っていながら、製造過程全体が「大企模な集中した作業場」で「分業」により行なわれていた点で手工業者とは明確に区別されるという状況に置かれていたことである<sup>49)</sup>。さらにストライキ運動に、より密接に関わる問題として、革命期には1846年から51年におよぶこの部門の不況により、それまで彼らに有利だった労働市場が一変し、失業が広がり徒弟規制が大きな問題となったこと<sup>50)</sup>、またベルリンでは、ハンブルクやブレーメンなど葉巻生産の中心地から流れ込んできた「葉巻工」が「高技能工」(Künstler)として優遇され、ベルリン在住の「葉巻工」を圧迫していたこと<sup>51)</sup>も、彼らの組織的運動の背景として見逃すことはできない。

## 2 「職人労働者」層

「工場労働者」層の要求とストライキ運動、そしてその帰結は、不十分ながら以上の分析が明らかにしているように、それぞれの部門の置かれていた経済的、社会的状況の差違に対応して、かなり異なった性格を有していた。これと比べると、徒弟から職人への養成課程やイヌンクへの帰属、さらには意識においてなお手工業の枠に縛られながら、実際の労働や生活面では大きな変化に直面していた「職人労働者」たちのストライキ運動<sup>52)</sup>は、いくつかの共通した特

48) これについては *ebd.*, S. 15-30, を参照。また未見であるが、F. Dahms, *Geschichte der Tabakarbeiterbewegung*, Hamburg o. J. (1966), がある。

49) W. H. Schröder, Fallstudie: Manifeste Interessen der Zigarrenarbeiter, in: ders., *Arbeitergeschichte und Arbeiterbewegung. Industriearbeit und Organisationsverhalten im 19. und frühen 20. Jahrhundert*, Frankfurt/Main, New York 1978, S. 237-253, hier bes. S. 238.

50) *Ebd.* これに対し F. Balsler, *Sozial-Demokratie 1848/49-1863*, Textband, Stuttgart 1965 (2. Aufl.), S. 67, は、48年のタバコ労働者の運動の背景として、消費量の増大による労働力不足という状況をあげているが、その論拠は稀薄である。

51) 4月9日、「政治クラブ」の呼びかけにより王立馬場で開かれた集会における、葉巻工代表クリューガーの演説, abgedruckt bei *Wolff II*, S. 138, を参照。

52) 個々の事例の簡単な紹介として、増谷英樹, 前掲論文, 134ページ, 参照。

徴を持っているといえよう。要求、回答、妥結の可否などの決定が、部門ごとに親方と職人それぞれの「同業組合集会」(Gewerksversammlung)によって行なわれていること、職人の賃金や労働時間に関する要求が比較的簡単に承認されていること、そうした状態改善のための直接的要求とともに「労働省」の設置といった国家への要求、相互扶助組織をめぐる要求などが多くみられること、短期間のストライキとならんで、職人の側でも市参事会などへの調停依頼が問題解決の重要な手段と考えられていることなどがそれである。以下これらの点について、ベルリンの職人のなかで数の上でも最も多く、また「職人労働者」の特質をよく体现している指物工、仕立工、製靴工<sup>53)</sup>を例にとって検討を加えよう。

**指物工** 彼らの要求は3月22日付の8項目からなる国ないし関係官庁への要求と、同27日付の親方組合あての3項目の要求(いずれも *abg. DAZ*, No. 4, 19. April, S. 32)に集約されている。まず前者は、労働関係の調整、「労使の相互理解」の推進、労働者諸層の要望の実現などを目的とする「労働省」および、国が経営し利益を労働者の状態改善などに充当することを目的とした「国営作業所」の設置、1845年の営業令に基づく全員加入のイヌンク制度の確立、疾病金庫の整備といった制度要求からなっていた。それらを通して彼らが一貫して求めているのは、職人自身のこうした諸制度への参加と彼らの発言権の認知であった。市参事会に対し職人宿での定期的集会と職人代表の選出の認可を求めた一項もまた、こうした姿勢から出たものである。これに対し親方組合への要求は、2時間の休憩を含む朝6時から夕方6時までの労働、出来高払い制度の廃棄、最低日給20ジルバーグロッシュェンという三点であった。

こうした要求を掲げた指物工がその後どのような運動を展開したかについては、手元の史料からは明らかにしえない。わずかに、4月中旬、親方たちの集会に合わせ、「可能な限りすべての職人を協議のために職人宿に呼び集める」ことを目的とした市中の行進が行なわれたこと、その際、彼らの要求を詳しく

53) 前掲拙稿(1979年)、32-35ページ、の記述および表を参照。

説明した「請願書」が参事官リッシュェを通じて市参事会に提出されたことなどが伝えられている(DAZ, No. 4, S. 35)にすぎない。したがってここでは、彼らの国と親方組合への二本立ての要求が、三月直後の職人たちの要求の一つのパターンをなしていること<sup>54)</sup>を確認するにとどめなければならない。彼らの国家への要求はどのような背景から生れたのかという疑問については、以下において仕立工と製靴工のストライキ運動を比較しつつ検討することにしよう。

仕立工 「枝の主日」、つまりこの年の復活祭前の最後の日曜日である4月16日、「仕立業の全労働者」はストライキに入った。4月11日に彼らの代表の名前で公けにされた、「考えることをしない機械」とならないために「精神的陶冶にあてる一定時間を確保」すべく、出来高払い制度に反対することを主眼とした要求の承認が狙いであった。それとならんで彼らが具体的に要求したのは、①12時間労働(午前6時から12時までと午後1時から7時まで、但し月曜日は午後5時に終業)に対し日給25ジルバーグ・グロッシュェン、②食住つきの週給の場合は2ターラー、③日曜労働の廃止、賃金を土曜日に支払うこと、④労働者はすべて登録順序に従って仕事に派遣され、職人宿がこれをコントロールすべきこと、相互に対等の契約解除予告期間、⑤不況時には親方は一日の仕事をも四分の一ないしそれ以上減らす権利を有する、⑥今後、婦人服部門では女工を就業させないこと、の諸点であった。職人のストライキを受けて4月18日に開かれた全親方集会は、要求の第1項について、月曜日を例外とせず、また日給は最低20ジルバーグ・グロッシュェン(ただしボタン、裏地などの付属品の費用として週に7.5ジルバーグ・グロッシュェンを支給)とする、第2項については週給1.5から2ターラーと幅を持たすという修正を行なったうえで、これらの要求をすべて認め、仕立工は19

54) 同様の要求を掲げたものとしては、以下に述べる仕立工のほか、金細工職人の例(Siehe *Wolff II*, S. 154, *DAZ*, No. 6, 26. April, S. 52)がある。これに対し要求が賃金・労働時間および職人の地位強化に限定されている例として、製靴工のほか鍍前工(siehe *DAZ*, No. 9, 6. Mai, S. 72), プリキ工(siehe *Deutsche Arbeiter-Zeitung*, verantwortliche Redacteur: Dr. R. Lubarsch u. T. Bittkow, No. 3, 13. April, S. 22. これは既出の *DAZ* とは別の新聞)、大工(siehe *ebd.*, No. 1, 8. April, S. 6 f)をあげうる。

日、仕事を再開した<sup>55)</sup>。

しかし仕立工たちはこの成果だけでは満足しなかった。すなわち、仕事を再開した19日に、彼らの「委員会」名で出した「プラカード」<sup>56)</sup>において彼らは、ストライキの成果を公表するとともに、国家に対し改めて結社の自由、失業労働者のための国営作業所、孤児や労働者の子供のための国立の教育施設の設置という三点を要求し、さらに「この世界は一撃にして改革されはしない」との認識に立って、「すべての労働者団体」(Arbeiter-Verbindungen)からなる「中央委員会」の設立を呼びかけているのである。そればかりではなく、彼らは4月下旬までの間に再びストライキを行なっている<sup>57)</sup>。理由は、仕立工委員会のメンバーの一人であるリュヒョウが、先の親方と職人との合意に不満を抱き出来高払い制の再導入を計る彼の雇い主コンンによって解雇されたうえ、「扇動者」として警察に密告され、市外への退去<sup>58)</sup>を命じられたことにあった。これを聞いた「労働者」(リュヒョウは仕立工を「われわれ労働者」と表現している)は再び仕事を放棄、成立したばかりの「労働者中央委員会」の議長ボルンもこれに同調し、結局リュヒョウは警察長官ミノトリから「当面」という条件付きで滞在許可を与えられて、ストライキは一日で終わった。

**製靴工** 3月27日の職人集会で7名の代表者を選出した製靴工は、翌28日、7項目からなる要求書 (Abg. DAZ, No. 2, 12. April, S. 15) を親方に提出した。出来高賃金制の維持と賃金率の改訂(靴の種類により細かく規定されているが平均すると男ものの場合、週2.5ターラーを4ターラーへ、女ものでは2ターラーを3.5ター

55) 以上の点については、siehe Lüchow, Was haben wir Arbeiter durch die Revolution gewonnen und was haben wir zu erwarten?, in: DAZ, No. 9, S. 67 f.

56) Abgedruckt bei DAZ, No. 6, S. 52. Vgl. auch Wolff II, S. 153. なお国家への要求はすでに、*Deutsche Arbeiter-Zeitung* (siehe Anm. 54), No. 1, S. 5 f. に印刷された彼らの要望書のなかに見い出される。

57) 以下の経緯については、siehe Lüchow, a. a. O., S. 68 f.

58) 警察当局はすでに4月6日、「ベルリンに居住権を持たない労働者の追放についての告示」において、3日以上に渡り労働を放棄し「失業」状態にあるこれらの労働者の市外追放という方針を再確認している。Siehe Wolff II, S. 106.

ラーへ)<sup>59)</sup>、親方の下で待機している職人に対し一時間あたり1.5ジルバークロッシュを支給すること、13時間労働(ただし緊急時に職人が自ら残業することは可)、職人の居所(Schlafstelle)での仕事の禁止、品質管理のための双方の代表からなる裁定委員会(その結果によっては職人の解雇や賃金切下げも可)、などが主な要求内容であった。そして彼らは同時に、この要求を貫くための道筋として、まず親方たちへ要求を提示、親方側が承認を拒否する場合には、双方7名の代表による交渉、これが不調に終わった場合には「公的機関」に持ち込むという方針を明らかにした。

これに対する親方側の回答(Abg. DAZ, No. 6, 26. April, S. 50)は4月20日に示されたが、それは親方全体としての回答ではなかった。また内容も、「ベルリンの多くの親方」が「職人の要望を快く受け入れる用意のある」ことを明らかにする目的で、出来高賃金率を若干引き上げる(平均週10ジルバークロッシュ)ことによって、将来にわたって「職人の状態をできる限り改善する」ことを宣言したにすぎないものであった。この回答を不満とする職人は同日、親方組合に対しストライキの「決議」<sup>60)</sup>をつきつけた。その内容は、製靴業の現状を考慮し賃金の要求額を引き下げ、親方側が提示する日までは紳士靴部門は平均週3ターラー5ジルバークロッシュ、婦人靴部門は3ターラーで働くことを了解するが、賃金以外の要求については早急に回答することを求め、この二点が認められるまではストライキに入るというものであった。これとならんで彼らは当初の方針に従い、市参事会と警察長官あてに「請願書」を提出し、これまでの経過を説明するとともに、ストライキ中の職人を「失業者」扱わないこと、さらにはストライキへの参加が「強制」によるものではないことを理解し逮捕者を出さないこと、という二点を要望している。製靴工はこのあと「数日間」(第1表では4月20日から25日)にわたるストライキを行なったとされ

59) 後に市参事会への請願に際し彼ら自身が算出した数値。Siehe Eingabe der Schuhmachergesellschaft an den hiesigen Magistrat, abgedruckt bei DAZ, No. 12, S. 93.

60) この製靴工の「決議」および次に引用する「請願書」については、注59)にあげた史料を参照。

ている (*Wolff II*, S. 153) が、彼らが具体的にどのような成果をあげたかについては不明である。

ところで、仕立工と製靴工という二つの「職人労働者」層のストライキ運動を比較検討し、仕立工が国家への要求という運動にまで踏み込んでいった背景を考えようとするとき、我々はその原因の一つとして、運動の指導者の問題につきあたる。このことは製靴工ヘツェルと仕立工リュヒョウという、二人の比較的良好な名前を知れた義人同盟ベルリン班のメンバー (1846年時点)<sup>61)</sup> の、48年革命期の去就と比べると一層明らかになる。すなわちヘツェルが革命前の秘密結社的な運動に固執し、製靴工の運動やベルリン労働者中央委員会の活動に対しほとんど足跡を残していない<sup>62)</sup> のに対し、リュヒョウはミュラー、シュルツらの義人同盟員、さらには手工業者協会の活動を通じて同盟に近い立場をとったミヒャエリス<sup>63)</sup> とともに、仕立工を代表する7名からなる委員会のメンバーに選出されているのである。またリュヒョウは48年に、『労働の組織とその実現可能性』と題するパンフレット<sup>64)</sup> をだすが、その冒頭に掲げられた5月2日付の「同僚」への呼びかけにおいて彼は、国家の課題は「すべての労働可能な人間に仕事を与えること」であり、その「唯一の手段」は、国の提供する兵舎において、国の保証による無利子の借入金を資金として、労働者自身が「管理」する「国民作業所」に他ならないと述べている (S. 4, siehe weiter S. 10 ff)。これと並び、「労働の組織の下でのみ我々は自由な時間を人間としての陶冶に振りむけることができる」(S. 7) という彼の主張が、仕立工の運動に一定の影響力を持ったであろうことは、想像に難くない。

61) この時点でのベルリンの義人同盟員については、siehe Aussagen von Friedrich Mentel über die Tätigkeit des Bundes der Gerechten in Berlin und seine Verbindungen nach Paris und London, in: *Der Bund der Kommunisten. Dokumente und Materialien*, Bd. 1, 1836-1849, Berlin 1970, S. 258-273.

62) この点については、増谷英樹、前掲論文、134ページ以下、の叙述を参照。

63) K. Wernicke, a. a. O., S. 305.

64) Lüchow, *Die Organisation der Arbeit und deren Ausführbarkeit*, Berlin 1848.



さらにつけ加えるならば、このリュヒョウとミヒャニリスは、4月19日に成立したベルリン労働者中央委員会に、植字工ポルン、金細工職人ビスキーとともに、執行委員(7名)としての座を占めている。この事実は、中央委員会の結成を出発点とする労働者友愛会運動に、彼らを通じて1833年のストライキ以後のバリの労働者の経験<sup>65)</sup>が伝えられ、その基本的性格に一つの方向付けを与えた可能性をも示唆しているように思われる。このベルリンの労働者友愛会運動の性格については、独自の展開をみせた印刷工のストライキ運動を検討したあとで、いま一度考えてみることにしよう。

#### IV 印刷工のストライキ運動

##### 1 社会的・経済的状況

1848年革命を前にした印刷業、とりわけ活字印刷に従事する印刷工・植字工の置かれていた社会的、経済的状況の特徴は、次の三点に要約することができよう。すなわち第一に、彼らが伝統的に労働者としてはきわめて高い知的水準を有していたこと、第二に、地域により例外(ライプツィヒなど)はあるものの全体にツンフト的伝統を持たず、比較的早くから経営規模の拡大がみられ、1820年代以降は印刷機械導入の影響を受け始めていること、そして第三に、19世紀初頭に廃棄されたものの、歴史的には労使間にツンフトにかわる“Postulat”と呼ばれる労使の一種の共同決定制度ともいうべき制度が存在していたこと、がそれである<sup>66)</sup>。以下、それぞれの点について検討を加えておこう。

65) この点については、河野健二編『資料フランス初期社会主義』平凡社、1979年、に所収の、グリニョン「一仕立工の考察」(195-199ページ)、ニフラン「あらゆる職能組織の労働者による協同組織について」(200-204ページ)、また阪上孝『フランス社会主義——管理か自立か』新評論、1981年、110ページ以下、の叙述を参照。「労働者手帳」問題に端を発したバリ仕立工の1840年のストライキに際して、バリ在住のドイツ人仕立工が出した支援の呼びかけ、*Aufruf der deutschen Schneidergesellen an die Schneidergesellen in Braunschweig und Dresden, Paris, den 10. Juli 1840*, in: *Der Bund der Kommunisten (a. a. O.)*, S. 123-124, も両者の繋がりを示す一つの史料である。

66) これらの点については、G. Beier, *Schwarze Kunst und Klassenkampf. Geschichte der Industriegewerkschaft Druck und Papier und ihrer Vorläufer seit dem Beginn der modernen Arbeiterbewegung*, Bd. I, Frankfurt am Main 1966, S. 55, の指摘から示唆を得た。詳しくは *ibid.*, S. 47-119, の叙述を参照。

第一点はいわゆる「労働貴族」の問題<sup>67)</sup>とも関係するものである。一例をあげよう。ドイツ社会民主党・エアフルト綱領(1891年)の「解説」においてカウツキーは、労働組合運動の歴史を概観した下りで、熟練労働者の労働組合運動の同業組合的な偏狭性を批判している。そこで彼は、個々の産業の「組織された構成員」たちが「労働『貴族』として『賤民』から自己を区別し、彼らの肩の上に乗ってより高い所へ登ろうとしている」と述べているが、そのさい批判の対象とされたのは何よりも植字工であった<sup>68)</sup>。そしてここからは「階級闘争」の「裏切り者」としての「労働貴族」という評価が生れた。

だがこの評価を三月前期の印刷工・植字工にそのまま当てはめることはできない。たしかに植字工ボルン自身の回想にもあるように、この時期の印刷工は、機械工とともにベルリンの労働者の「指導的な、いわば貴族的部分」を成している<sup>69)</sup>という自負を持ってはいたが、同時に彼らはあくまで、自分たちは「労働諸階級の一員」であり他の労働者の「先駆をつとめるという使命を帯びている」と考えていた<sup>70)</sup>からである。ただ彼らを運動へと駆りたてたのは、そうした「使命感」だけではなかった。すなわち、48年4月16日にハイデルベルクから発せられたドイツ各地の印刷工への「呼びかけ」<sup>71)</sup>からは、より直接的な原因として、「プロレタリアートのなかの最上層身分」という自負と「不名誉な状態によってプロレタリアートの層のなかに置かれ……下働きと変らない賃

67) この概念をめぐるイギリスの最近の研究動向については、松村高夫「19世紀第3・四半期のイギリス労働史理解をめぐる——労働貴族論と『新型組合』論を中心にして——(上)」『日本労働協会雑誌』No.224, 1977年11月, 見市雅俊「『労働貴族』をめぐる」『経済理論』(和歌山大学)第184号, 1981年11月, 参照。またドイツの事例に即してこの概念を検討したものとして、G. Beier, *Das Problem der Arbeiteraristokratie im 19. und 20. Jahrhundert*, in: *Herkunft und Mandat. Beiträge zur Führungsproblematik in der Arbeiterbewegung*, Frankfurt-Köln 1976, S. 9-71, がある。

68) K. Kautsky, *Das Erfurter Programm. In seinem grundsätzlichen Teil erläutert*, 14. Aufl., Stuttgart 1919, S. 204. Vgl. G. Beier, *a. a. O.* (1966), S. 141.

69) S. Born, *Erinnerungen eines Achtundvierzigers*, Leipzig 1898, (2. Aufl.), S. 122.

70) G. Beier, *a. a. O.* (1966), S. 145.

71) Abgedruckt bei W. Krahl, *Der Verband der Deutschen Buchdrucker. Fünfzig Jahre deutsche gewerkschaftliche Arbeit mit einer Vorgeschichte*, I. Bd., Berlin 1916, S. 199-202.

金しか支払われていない」という状況の間のギャップが浮び上がってくる。これは先の第二点に関わる問題である。

革命を前にした印刷工たちの状態を規定したより直接的な要因としては、機械化、経営規模、賃金などの問題を挙げることができよう。ベルリンの印刷業における機械化の出発点は、1823年に二つの印刷所(うち一つは新聞印刷)に計4台の「高速印刷機」(1814年にドイツ人F. ケーニツヒにより発明)が導入された時点に求められる<sup>72)</sup>。これ以降の機械化のテンポと印刷工への影響については必ずしも明らかではないが、40年代に徒弟ないし若年労働者の大量雇用という事態が生じ大きな問題となっていたことは指摘しうる<sup>73)</sup>。またベルリンにおける書籍印刷業の一経営あたりの従業員数(経営規模)は、18世紀の半ばにはすでに4ないし5名を数え、同後半に7名前後に達したのち、19世紀初頭には再び4名前後まで減少したが、機械導入とともに拡大傾向に転じ、1846年には一経営あたり平均16名に達した<sup>74)</sup>。第3表は、この1846年時点におけるプロイセン全体とベルリンの各種印刷、製本、書籍販売などに携わる経営数、および被雇用者数を示したものである。本表からは、ベルリンにプロイセンで印刷業に従事していた労働者のほぼ四分の一が集中していたこととならび、ベルリンの書籍印刷部門(植字工はここに含まれる)における平均経営規模のきわだった大きさを確認できるであろう。

72) O. Büsch, *Industrialisierung und Gewerbe im Raum Berlin/Brandenburg 1800-1850*, Berlin 1971, S. 131-135. Vgl. auch G. Beier, *a. a. O.* (1966), S. 60-72. 印刷業の他の部門についてみると、石版印刷における機械導入はこれより早く、19世紀中葉にすでに「工場制的段階に入ったとされる。また活字鑄造部門も1830年以降機械導入により経営規模の拡大がみられる。これに対し、植字工には19世紀末に至るまで技術発展の影響はほとんどなかった、とされる。

73) Z. B. siehe S. Born, *a. a. O.*, S. 14. Vgl. auch E. Todt und H. Radandt, *a. a. O.*, S. 167.

74) O. Wiedfeldt, *Statistische Studien zur Entwicklungsgeschichte der Berliner Industrie von 1720 bis 1890*, Leipzig 1898, S. 398. ただし1843年から1846年にかけての飛躍的拡大は、統計調査の精度が高まったことによる増加分を含んでいると考えられる。Dazu siehe *ibd.*, S. 24 f. またこうした発展に応じて新刊書籍の点数も、1821-25年の3800点から1841-45年には1万3千点へと増加している。W. Krahl, *a. a. O.*, S. 426. これに対し製本業は古くから独自のツフトを形成し、「純粋に手工業的」な発展経過をたどり、1846年時点のベルリンの平均経営規模は1.24人に留まっている。この製本業については、vgl. O. Büsch, *a. a. O.*, S. 119-122; O. Wiedfeldt, *a. a. O.*, S. 358 f; G. Beiner, *a. a. O.* (1966), S. 72-77.

第3表 プロイセンおよびベルリンにおける印刷関連業種の経営規模 (1846年)<sup>75)</sup>

	a	b	c	d	e	f
	経営数		被雇用者数			
	プロイセン	ベルリン	プロイセン		ベルリン	
			c/a		e/b	
活字鑄造	24	12	244	10.2	132	11.0
書籍・楽符印刷	574	46	3585	6.2	739	16.1
銅版・彫銅・木版印刷	59	36	174	2.9	123	3.4
石版印刷	424	47	1301	3.1	222	4.7
書籍商	741	125	684	0.9	158	1.3
製本業	3196	325	2758	0.9	656	2.0
古本屋	97	31	—	—	—	—
貸本屋	656	52	—	—	—	—

さて印刷工の48年革命前後の賃金動向については、すでに第1表において他部門の労働者と比較しつつ検討しておいた。それによれば、印刷工の賃金は彼ら自身が言うほど低くはないものの、機械工には及ばず、「職人労働者」層をわずかに上回るにすぎず、したがって彼らの労働者のなかの「最上層」という自負との間にはある程度のギャップを認めることができよう。さらに、1820年代以降(つまり高速印刷機の導入後)下降を続け、40年頃に下限に達し、48年の数ヶ月間は上昇するものの反動期にはもとに戻り、60年代になってようやく上昇をはじめるといふ、印刷工・植字工の名目賃金のいま少し長期的な動向<sup>76)</sup>も、この点を裏付けているように思われる。またベルリンの印刷業内部では、職種により次のような賃金格差が存在していた。すなわち、1840年代中葉の複数の賃金統計<sup>77)</sup>から抜きだした各職種の最低—最高賃金額(日給、単位はジルバーク

75) *Mitteilungen des statistischen Bureau's in Berlin*, hrsg. v. C. F. W. Dieterici, Jg. 1, Berlin 1849, S. 78, により作成。

76) G. Beier, *a. a. O.* (1966), S. 93. 印刷工の賃金動向については, J. Kuczynski, *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. 1, Berlin 1961, S. 376, の賃金表, および *ebd.*, S. 380, にあげられた文献をも参照。

77) 注31) にあげたレーデンの史料のほか, F. Sass, *a. a. O.*, S. 268-278; E. Dronke, *Berlin, Darmstadt und Neuwied 1974* (Nachdruck der Erstausgabe Frankfurt am Main 1846), S. 223-227, を利用した。

ロッシュェン)は、印刷工10-20、機械印刷工25、輪転機を回す補助労働者15、印刷用紙を運ぶ若年女工3-8.3、石版印刷工20-25、活字鑄造工15-30、植字工15-20、製本工7.5-20、となっている。ここで目につくのは、機械印刷工や石版印刷工と比べ相対的に低い印刷工・植字工の賃金である。

三月前期の印刷工の置かれていた社会的、経済的状況の特徴として最後にあげたのは、「ポストゥラート」の伝統であった。印刷業においてはこの言葉は伝統的に二つの意味を持っていた(W. Krahl, S. 61)。まず第一にそれは、徒弟修業を終え奉公から解放された見習職人が、厳しい諸規定を満たしたのち正規の職人になることを意味した。そしてもう一つの意味は、「雇い主(Prinzipal)と被雇用者(Gehilfe)の間に存する、規則に従い調整された労働関係」というものである。そのうちここで特に問題となるのは、「単なるツunft組織以上のもの」であり、印刷工にとっては「事実上、広範囲にわたる共同決定権」(Ebd., S. 82)だったとされる後者の意味での「ポストゥラート」である。このような制度が16世紀に成立し19世紀初頭まで存続した理由としては、印刷を単なる労働ではなく「工芸」ととらえ、そのなかでの労使双方の「同権」を認める伝統があったこと、それにもかかわらず印刷業の開設には当初から多額の費用がかかり大部分の職人には自立のチャンスがなく、雇い主との利害対立が早い時期から表面化したこと、宗教改革後、印刷業を自らの統制下に置こうとする領邦君主と、特定都市に集中しがちな職人の規制の必要性を感じた雇い主たちが、共に印刷業に携わるすべての者を包摂しうる組織を求めたこと、などが指摘されている(Ebd., S. 82-93)。

ともあれこうした背景から生まれた「ポストゥラート」とは、具体的には、複数の印刷所の存在する都市において働く、印刷術を修得したすべての者からなる「団体」であり、その「金庫」は雇い主の「最長老」と植字工および印刷工の各「古参職人」によって管理され、また係争事項を処理するための、全雇用主と各印刷所から1名ずつ選ばれた職人からなる「仲裁裁判」制度を有していた。そしてこの制度は、「営業上の慣習への違反」に対する職人の抗議に正

統性を与える根拠ともなってきたのである (W. Krahl, S. 154 ff). この「ポストゥラート」制度は、ベルリンでは1808年以降、雇い主の側から破棄されたと言われているが、48年のストライキ運動を担った印刷工の間ではなお、「雇い主による権利侵害と恣意に対する防波堤」として語りつがれていた (*Gutenberg*, Nr. 16, 19. Aug., S. 65).

以上検討してきた点を要約しておこう。三月前期の印刷工は、同じく労働者のなかの「貴族的部分」とされながら、新たに成立した「工場」において熟練工としての地位を保証された機械工とは違い、その自己評価と実際の経済的状況の間にはギャップが存在した。事実、彼らの賃金は「職人労働者」層とほとんど変わらないばかりか、自立がほぼ不可能という点では「職人労働者」層の状況を先取りしていたともいえる。さらにまた、この時期の印刷工たちもすでに機械化の影響を受け始めてはいたが、サラサ捺染工とは違って、それによって直ちに「没落」に直面したわけではなかった。そして最後に労使関係においては、彼らは「ポストゥラート」という、上にあげた他の労働者たちにはない独自の伝統を有していた。48年革命期の印刷工のストライキ運動の背景には、こうした彼らの社会的、経済的状況の特異性が存在していたのである。

## 2 4月のストライキ

「3月」革命後の印刷工の運動は、当初、労使協調という色彩の強いものであった。3月25日の印刷工・活字鋳造工の集会における、雇い主と「共同」して「組合」(Corporation)と結成し「労働関係の調整」にあたるべき「委員会」の選出 (*Wolff I*, S. 413 f), 3・26集会における、親方への「強制」ではなく「友好的な方策」で賃上げを果たすべきだとした、印刷工ブリルの発言 (*Ebd.*, S. 436 f) などには、そうした傾向が明確に現われている。しかし彼らの運動は、4月8日の集会における印刷工・植字工の要求の確立と、ポルンを中心とする9名の代表の選出 (*DAZ*, No. 2, 12. April, S. 16), さらににはそれに続く雇い主との交渉を経るなかで、その性格を変えてゆく<sup>78)</sup>。

4月8日にまとめられ、雇い主側の委員会に提出された要求書(Abg. Gutenberg, Nr. 1, 2, 13. Mai, S. 2f)は、植字工・印刷工に共通の8項目の要求、個々の出来高賃金率についての要求、そして機械に関する項目という三つの部分から成っている。まず共通の要求項目となったのは、①年間を通じて10時間労働、②最低週給5ターラー、③日曜、祭日、夜間の定期的労働の中止、④時間外労働への割増手当、⑤待機時間への手当(1時間あたり1.5ジルバークロッシュェン)、⑥賃金を毎週金曜日の労働時間内に支払うこと、⑦仲裁裁判制度の導入、⑧印刷物の「展示」を再開すること、という諸点であった。また個々の出来高賃金率は、植字工を例にとると、活字の種類別に $n$ の活字幅千個分についていくらといった具合に、こと細かに規定されている。そしてそこで同時に要求されている植字工の徒弟制限(職人6名につき徒弟1名等々)とならび、最後に、印刷工の仕事確保のために、①機械印刷機1台につき2台の手刷印刷機(各2名の養成を終えた印刷工により稼動)を置くこと、②機械を4台以上設置する場合には全機に課税(設立予定の印刷工相互扶助金庫の資金とする)、③機械労働についても5ターラーの最低週給(ただし同時に2台の機械を操作してはならない)、④徒弟は手刷印刷機5台につき1名、の4点が機械に関する要求としてつけ加えられている。

こうした印刷工の要求の底にあったのは、自分たちの大多数は「生涯労働者に留まる」のであり、したがって賃金は「一家を養う」のに十分でなければならず、また仕事の上で求められる「一定の教育水準」にはそれなりの「生活必需品」が必要となる、という主張であった(DAZ, No. 2, S. 16)。これに対し、3月31日の集会で交渉機関として5名からなる「委員会」を設置した雇い主側は、次の二点に基づき反論を加えた。第一は、「生産と消費についての科学」、すなわち「国民経済学の学説」に依拠したという、賃上げによる製品価格の

78) 4月のストライキおよび48・49年の印刷工の運動については、一次史料を除き注記を省略したが、次の文献を参照した。W. Krahl, *a. a. O.*, S. 181-268; G. Beier, *a. a. O.* (1966), S. 203-320; E. Todt und H. Radandt, *a. a. O.*, S. 167-185.

「算術級数的」上昇は消費の「幾何級数的」減少をもたらし、生産そのものを圧迫するに至り、結局は賃上げで得るよりは失うものの方が多い、という主張であり、第二点は、賃金は労使双方の「自由な契約」によるべきだということであった<sup>79)</sup>。こうした論拠に立つ雇い主側の「激しい抵抗」(ボルン)により交渉は進展せず、雇い主側の回答(Abg. Gutenberg, Nr. 1. 2, S. 4)が印刷工の委員会に示されたのは、ようやく4月27日のことであった。しかしその内容は、対等の議決権を持つ労使双方5名の代表から構成され、その議決が直ちに拘束力を持つような「組合」(Corporation)を結成し、係争点はここで処理しようという提案にすぎず、これを不満とする「ベルリンの全印刷工」(ボルンによれば約600名、その内四分の三は植字工)<sup>80)</sup>は、4月28日、ストライキに入った。同日市内に貼り出されたポスター(Abg. Wolff II, S. 315)には、「我々の正当な要求は、4週間の交渉の後も、ほんの少数の例外を除き、雇い主たちから顧みられることはなかった。それゆえ我々は仕事を放棄した」と記されていた。

ストライキの間、印刷工たちは市郊外の「ツェルテ」に集まり、ボルンを中心に善後策の協議を続けたが(Wolff II, S. 318)、彼らの運動への風当たりは強く<sup>81)</sup>、29日には、ストライキに参加している印刷工に対し警察による市外追放処分の警告(Abg. W. Krahl, 194-195)も出された。こうした情勢を考慮して彼らは4月30日、印刷工委員会の名で声明文(Abg. Gutenberg, Nr. 1. 2, S. 4)を出し、前日「市当局」の仲裁で開かれた交渉の席上なされた、雇い主側の「本件は6日1日までに最終的に調整されるべきものとする」という「確約」を受け入れ、2日にわたるストライキの終結を宣言した。だが仕事場に帰った彼らを待っていたのは、「興奮しかつ扇動されストライキという示威行動に参加し

79) DAZ, No. 8, 3. Mai, S. 63 f. Vgl. auch Gutenberg, Nr. 1. 2, S. 3; Wolff II, S. 315-317; Born, Mittheilungen über die Forderungen der Arbeiter, in: DAZ, No. 10, 10. Mai, S. 74-77. このなかでボルンは、植字工の賃金を50%上げたとしても、10巻計200ページのシェークスピア全集の値段は14.4プフェニヒ、22人の植字工が担当している2万部発行の『フォス新聞』の3ヶ月予約購売料は3.24プフェニヒ上昇するにすぎないと、具体的な数字をあげて反論を加えている。

80) Born, Mittheilungen . . . ., S. 76.

81) Wolff II, S. 320 f. なかには「労働者の専制」(『プブリチスト』)といった批判もみられる。



たことを告白するとともに、そのようなことは二度としないことを誓う」といった内容の「誓約書」への署名の強制であった<sup>82)</sup>。2日間のストライキを具体的な成果をあげないまま終結した印刷工もこれには激しく反発し、5月2日の抗議ストライキによって誓約書を撤回させるが<sup>83)</sup>、こうした雇い主側の対応は、約束された「6月回答」を経て8月のストライキに至る、ベルリンの印刷工の運動の行方を暗示するものであった。

### 3 全国組織の結成

4月末のストライキ以後の交渉経過は、印刷工の失望をより深めることとなった。とりわけ、雇い主側が、印刷工たちの集会を「公開」というやり方を逆用し、スパイを入り込ませたり、年長の印刷工の切崩しを図るといった事態に、彼らは強く反発した (*Gutenberg*, Nr. 5, 3. Juni, S. 17)。だがこうしたなかで彼らが取った態度は、ともかくも「団結」を保ち、6月11日マインツに招集された「全国印刷工集会」<sup>84)</sup>の結果を待つというものであった。5月31日に開かれたベルリンの印刷工集会は、「全会一致」でこの点を確認しているが、その背景には4月のストライキ運動への次のような反省があった。すなわち彼らは、「自分たちの要求を掲げて行動する前に、他のすべての都市の賃金率を調整しておかなかった」ことを「大失敗」としているのである (*Ebd.*, S. 18)。

6月11日から14日まで、70ないし71都市を代表する44名の代議員と、書面で賛意を表明した20都市（ウィーンやベルンも含まれている）の参加 (*Gutenberg*, Nr. 7, 17. Juni, S. 26 f) を得て開かれたマインツ集会和、そこでの「ドイツ全国印刷工組合」(*Deutsche National=Buchdrucker=Vereinigung*)の結成は、上のベルリンの事例からも明らかのように、印刷工たちの実際の運動の反省から要請され

82) こうした「誓約書」の一例は、*Gutenberg*, Nr. 1.2, S. 4, に収録されている。

83) *Born, Mittheilungen* . . . ., S. 77.

84) これは先に引用した4月16日の「呼びかけ」に基づき、4月23日にハイデルベルクで開催された集会の決定に従って招集されたものである。この間の経緯は、*W. Krahl, a. a. O.*, S. 199-211, に詳しい。

たものでもあった。事実、この会議でまとめられた種々の「決議」や「呼びかけ」<sup>85)</sup>は、ドイツ各地で印刷工たちが掲げた要求を集大成したものとなっている。

これら一連の「呼びかけ」などに共通しているのは、たびたびふれてきたように、「印刷工は、労働諸階級のなかで最も教養がありながら、ほとんどすべての労働者が数年の遍歴の後に自立できるのに、生涯旅の杖を手にしななければならないがゆえに、同時に最も抑圧された部分」であるという認識 (I) であり、「我々の仕事は工場労働にまで貶められて」おり、結局は雇い主たちの「繁栄」とは反対に、「労働者を包み込んでいる貧窮」に放置されるのではないかという不安 (V) であった。そしてそこから彼らは、「国家や役人が我々の境遇を改善してくれるのではない。それをするのは労働者自身であり、我々のこの病的な状況は下から癒されなくてはならない」(V) と考えるに至る。

こうした基本認識のうえに立って、彼らが解決さるべき根本問題として具体的に指摘しているのは、無規制の状態にある「徒弟制度」、結婚を不可能にしている「低賃金」、多くの印刷工を失業させることになる「機械」の三点についてであり (I)、IIIの「決議」は、これらの諸点と仲裁裁判制度についての詳細な要求を折り込んでいる。これらの要求を4月のストライキに際しベルリン印刷工が掲げた要求と比較すると、最低賃金の要求額や機械の制限方法などの点では若干の譲歩がみられる。しかし「決議」の最後の一項にある、「すべての組合員はここに掲げられた諸決議が1848年8月1日までに実施されるよう働きかける義務を負う。その日以後は『基本綱領』において定められた対抗措置が実行に移される」という規定は、この「決議」の承認を求める形で進められ

85) *Gutenberg*, Nr. 12, 22. Juli, Beilage, S. 47-52, には “Beschlüsse der ersten National-Buchdrucker-Versammlung zu Mainz am 11., 12., 13. und 15. Juni 1848” として、次の「呼びかけ」と「決議」が収録されている。I “Aufruf an die Herren Buchdruckereibesitzer Deutschlands” (abgedruckt auch bei W. Krahl, *a. a. O.*, S. 214-216). II “Deutsche Männer! Kollegen!” (*ebd.*, S. 217 f). III “Beschuß” (*ebd.*, Anhang, S. 25-28). IV “Das Grundstatut der Deutschen National-Buchdrucker-Vereinigung”. V “Hohe deutsche National-Versammlung! Deutsche Männer!” (*ebd.*, S. 218-220). 以下の引用は各々の冒頭にあげたローマ数字を用いて行ない、個々のページ数についての注記は省略する。

たその後の印刷工の運動の、大きな支えとなるものであった。この「基本綱領」(IV) はまず、12名からなる中央委員会（初年度はフランクフルトに置かれた）一組合員40名以上の都市に置かれる中央協会(Hauptverein)―それ以下の都市に置かれる支部(Zweigverein)という組織を定め、次いで相互扶助基金や金庫について規定したのち、53条以下において、8月1日以降は全ての組合員は上記の「決議」を承認しない雇い主の下を離れ、承認を拒否した雇い主とそこで働く印刷工の氏名を公表する、といった「対抗措置」を明らかにしているのである。

マインツ会議のこうした成果をふまえ、IIの「呼びかけ」は「全国印刷工組合」に結集したという142の都市名をあげ、自分たちは全国的な繋がりを持った最初のドイツ人労働者であり、「1万人以上の兄弟を代表」していると誇らしげに宣言している。だがIの雇い主への「呼びかけ」において、印刷工の提起した問題を解決する方法として、「平和的な調停」による「相互一致」を図るという一句が挿入されていることから窺えるように、その後の各地の印刷工の運動は必ずしも一致したものではなかった。そのなかにおいてベルリンの印刷工は、ハンブルクやドレスデンなどの印刷工とともに、ストライキによって「マインツ決議」の承認を迫る道を取ってゆく。

#### 4 8月のストライキ

6月中旬、マインツ集会の成果の到着を前にボルンは、4月のストライキ以降の運動を振りかえりつつ、「多くの人々には、我々は2ヶ月にわたる闘争を経た現在、いまだいささかも歩を進めていないかのように見えるかもしれない」が、それは誤りであって、「我々は当時よりも前進」しており、「今やある大きく激しい戦闘を目前にしている」と述べている。つまり、「社会的対立の調停」を求めた努力の結果、印刷工たちは「印刷業の世界における軌轢は社会全体の大きな軌轢の表現にすぎず、それは『闘争により勝利へ』というスローガンを実行することによってはじめて解決されうる」という認識に到達したと

いのである (*Gutenberg*, Nr. 8, 24. Juni, S. 30). こうした認識が生み出された背景には、具体的な例をいくつか挙げるならば、5月28日にベルリンの雇い主の「組合」から、印刷工の要求からは大きく後退した「回答」(最低週給4.5ターラー、徒弟問題は継続交渉などといった内容)が約束された「6月回答」として一方的に提示されたこと (*W. Krahl*, S. 225), 雇い主のなかに、賃上げに対する対応策として、安い労働力確保を狙って新たに徒弟を雇用する者が存在したこと (*Gutenberg*, Nr. 7, S. 28), 6月にある印刷所で新たに導入された、印刷工に厳しいノルマを課すことによって彼らに著しく不利な内容となっている「労働契約」の例 (*Abg. Gutenberg*, Nr. 15, 12. Aug., S. 64), などがあつた。

8月1日の期限を前にした7月中旬、ベルリンでは「マインツ決議」を「全ドイツを対象とした最低限のもの」として「上積み」を求める印刷工と、「決議」の承認拒否の姿勢を崩さない雇い主の間で、問題解決の方策が今一度検討されるはするが (*Gutenberg*, Nr. 12, S. 46), 両者の間の溝はもはや埋めようもなかった。事実、7月24日付の『ドイッチェ・アルゲマイネ・ツァイトツング』に90名の署名を付して掲載された雇い主たちの「声明」(*Abg. ebd.*, Nr. 13, 29. Juli, S. 54) は、マインツ集会における諸決議を「形式的にも内容的にも拘束力を持つとは認められず、個々の規定を受け入れることはできない」として、全面的に否定したものであつた。そしてこの雇い主側からの「最初の確たる回答」にたいし、ベルリンの印刷工は「マインツ決議の第53条に従い労働を放棄する」旨の「宣言」(*Abg. ebd.*)<sup>86)</sup>をもって応えたのである。さらに7月31日に印刷工の示した、マインツ決議のうち賃金、労働時間、機械に関する部分が認められれば、他は継続協議するものとしてストライキを中止するという最終的な妥協案が、再び拒否されるにおよび、印刷工にとって来るべきストライキは、「一つの原則上の問題」、すなわち「共通の要求のためにドイツの同僚たちと

86) この宣言には、ハンプルク、ブレーメン、エアフルト、フランクフルト・アム・マイン、ヴィースバーデン、ドレスデン、ヒルトブルクハウゼン、アルトナおよびヴァイマルにおいて、ベルリンと同様、8月1日からストライキが行なわれる旨の注記がついている。

団結する権利」のための闘争という意味を持つに至る<sup>87)</sup>。

一方、全国印刷工組合のフランクフルト中央委員会は7月27日、「全ての印刷所所有者の名」において8月27日に雇い主側の全国集会在が招集されたのを受け、現時点でのマインツ決議の無条件実施は困難と判断、8月1日からの「示威行動」の中止を呼びかけた「回状」(Abg. W. Krahl, S. 229)を發した。この「回状」はその後の各地の運動に大きな混乱を引き起こすこととなるが<sup>88)</sup>、それが実際にベルリンに届いた8月2日には、すでに400名の印刷工が、8月1日を期し個々の雇い主に労働放棄を通告し、ストライキに入っていた<sup>89)</sup>。

4月とは異なり4週間という長期に渡ったこのストライキは、すでに「回状」の件が暗示しているように、ベルリンの印刷工にはきわめて苦しい闘争であった。それでも彼らは8月中旬には、マインツ集会在で全印刷工の機関紙と認められた『グーテンベルク』に、「我々のストライキは十分な力を保ち継続されている。我々は我々の原則が認められるまで断固として屈しない」と大書した「呼びかけ」(Abg. Nr. 15, S. 61)を掲載し、すでに『フォス新聞』をはじめ計5つの印刷所で要求が認められたと、闘争の成果を報告することができた。また8月11日付でベルリンの印刷工の現況を報告した記事(*Ebd.*, S. 62)も、「ストライキ突入以後の日々は全体として快適であった」と、ピクニックや、自作の詩を朗読しあうことも多かったという集会的様子を伝えている。だが彼らのストライキ運動は8月下旬にかけ、外と内からつき崩されてゆく。

その外的要因としては、いったん印刷工の要求を認めた雇い主たちが、他の雇い主の説得により態度を翻したことをあげうる。この件は印刷工に、彼らの闘いは「金だけが支配する権利を持つ」とする雇い主側の「原理」と、「すべ

87) Born, (im Auftrage vom Comité der Berliner Buchdruckergehülfen), Buchdrucker-Angelegenheit, in: *Volk*, Nr. 28, 9. Aug., S. 109 f.

88) ベルリンの印刷工のフランクフルト中央委員会批判としては、*Gutenberg*, Nr. 15, 12. Aug., S. 61, を参照。

89) 8月のストライキの経過を概観するための史料としては、この件で起訴された6名の印刷工の裁判記録が存在する。Siehe *Gutenberg*, Nr. 4, 27. Januar 1849, S. 14-16. ただしこれは『ブブリチスト』紙から転載されたものである。

ての労働者は一個の人間であり、人間として彼の長い間不法に抑えられてきた人権の回復を要求する権利を持つ」という彼らの「原理」との闘いであることを再確認させた (*Gutenberg*, Nr. 16, 19. Aug., S. 66). しかしその闘いも、ストライキで空いた職を得ようと各地からベルリンに流れ込んでくる「同僚」と、「底をついてしまった協会金庫」という、印刷工自身の内部から生じた「二つの強力な敵」(*Ebd.* S. 67) の前に、次第に脱落者を生み力を弱めていった。

さらに、8月27日にフランクフルトで開催された雇い主の全国会議に対し、ストライキに参加しなかったかあるいは途中で脱落した印刷工が代表を送るといった事態 (*Gutenberg*, Nr. 17, 26. Aug., S. 70) がこれに追い討ちをかけ、また雇い主の「密告」により3名の印刷工が逮捕され、2名が起訴されるにおよび (*Ebd.*), 最後まで残った100余名の印刷工もストライキの「挫折」を認めざるをえなかった。ストライキの敗北を正式に認めた彼らの「報告」(*Ebd.*, Nr. 18, 2. Sept., S. 73 f) は、「我々が最も痛手を蒙ったのは我々自身の兄弟からである」とか、「我々はドイツ全土の我々の兄弟のなかで、マインツ決議への忠誠を保持する者がこんなに少いとは予想だにできなかった」等々という、内部からのスト破りに対する「怨恨」に満ちた表現であふれていた。「大衆はこのような闘争を行なうにはまだ未熟である」というのが、彼らの8月ストライキの総括であった。

こうして、約1カ月に渡るベルリンの印刷工のストライキは労働者側の完全な敗北で終わったが、この闘いを単なる物質的な利害をめぐるものではなく、「原則」上の闘いと考えていた彼らの運動は、48年秋に革命の波が退いてゆくなかでさらに継続されてゆく<sup>90)</sup>。そこではとりわけ、ベルリンを中心とした印刷工の全国組織の再構築の試みと、ストライキを扇動したとして起訴され、1849年1月20日、14日間の投獄という有罪判決を受けたベルリン印刷工委員会の6名のメンバー(このうちボルンはすでにベルリンを離れていた)の裁判への支援が、重要な課題となった。すなわちその裁判を彼らは、「我々は自由な団結権

90) 8月以降の運動については、注78)にあげた文献を参照。

を有するのか」という問題をめぐって革命後はじめて行なわれた裁判として、「ドイツのすべての労働者に係わる事柄」と考えていたのである（*Gutneberg*, Nr. 4, 27. Januar 1849, S. 13）。

## V 結び——ストライキ運動と労働者友愛会運動

以上、本稿の当初の課題設定に従い、48年革命期のベルリン労働者のストライキ運動をできる限り一次史料に基づき紹介してきた。そこから改めて浮かび上がってきたのは、彼らのストライキ運動は全体としてみるならば、「3月」革命の直後という労使関係も含め従来の権力ないし支配関係に大きな動揺の生じた時期に、手工業的熟練を持った労働者を主たる担い手として、賃上げ、労働時間短縮といった具体的要求を掲げつつ、窮極的には「人間として生きる権利」を求めて行なわれた運動だったという点である。しかし同時に、この時期にはストライキという運動形態は、手工業職人の運動という「原型」を有していたとはいえ、いまだ一つの「制度」として確立されてはおらず、個々の運動は各職種の有する伝統や各労働者グループの置かれていた社会的、経済的状况の違い、さらには運動の指導者の思想などに強く規定され、それだけ多様性に富んだものとならざるをえなかった。

この点をさらに敷衍するならば、ドイツ1848年革命の一つの中心問題となった労働者の組織化の様々な試みを全体としてとらえるには、従来問題とされてきた西南ドイツ、北ドイツ、ライン地方といった地域的な「型」の間の相違を明らかにするのみならず、個々の地域あるいは都市における種々の労働者グループの多様な運動をそれとして掘り起こす作業が不可欠であると言えるであろう。そうした作業によってはじめて、労働者の運動を「上から」ではなく「下から」とらえてゆく道も開けてくるのではなからうか。こうした観点から、本稿が扱った48年のストライキ運動と労働者の組織化の問題との関連を考えると、多様なストライキ運動を展開した各職種の労働者たちが、その運動をふまえ、これまで彼らの組織的運動を規定してきた二つの枠、すなわち個々の都

市および同職組合という枠を、それぞれのやり方で越え出ようとした姿が浮かび上がってくる。

例えば印刷工は、雇い主との協調を願いながらもストライキを重ねるなかで、全国組織を結成することによって個別都市の枠を越えようとしたし、機械工は、仕事場自体が様々な手工業職種の寄集めとして形成され、その限りで同職組合の枠を越えていながら、企業主のパターナリズムの枠に取り込まれていったのである。そして、この両者に比べれば上記の二つの枠に、より強く縛られていた「職人労働者」には、都市という枠のなかで同職組合の地域的結集をはかるという道が存在した。48年8月末のベルリン労働者会議において結成された労働者友愛会の運動<sup>91)</sup>は、地域の実際の運動のレベルで見ると、そうした「職人労働者」の歩みに即したものであったと思われる。そこで最後にこの点を簡単に検討し、稿を閉じることにしよう。

労働者友愛会は、4月に結成された28名の各同職組合 (Gewerk) 代表からなるベルリン労働者中央委員会<sup>92)</sup>をその出発点とするものであり、組織面でもそれを踏襲している。すなわち組織の基礎単位となったのは、個々の同職組合および「労働者共同組織」(Arbeitergemeinschaft) であり、その結集体として「地方委員会」(Lokal-Komitee)、さらにそれと並び27都市に「地区委員会」(Bezirks-Komitee) が置かれ、それらをライプツィヒの中央委員会が統括するという組織形態がとられた<sup>93)</sup>。またベルリン地区委員会の「規約」<sup>94)</sup>は、第1条において労働者友愛会の目的として、「すべての職種の労働者」の間に「一つの強力な結合体 (Vereinigung)」を作り上げることを掲げているものの、主たる構成員として想定されているのはやはり、「地方協会 (イヌング)」として組織され、地

91) その基本的性格を、ポルンの「社会問題」論とベルリン労働者会議の決議の分析を通して明らかにしようとしたものとして、末川 清「1848年秋の『労働者友愛会』の立場——『社会問題』と民主主義の関連——」『立命館文学』386-390合併号、1977年10月、がある。

92) この委員会の結成をめぐる問題については、増谷英樹、前掲論文、135ページ以下、を参照。

93) Beschlüsse des Arbeiter-Kongresses. Erster Teil. Statut für die Organisation der Arbeiter, abgedruckt bei M. Quarck, *Die erste deutsche Arbeiterbewegung 1848/49*, Leipzig 1924, (unveränderter Neudruck: Glashütten im Taunus 1970), S. 351-353.

94) *Statuten des Berliner Bezirks der deutschen Arbeiter-Verbrüderung*, Berlin 1849.



区委員会に代表を送り規約を承認した「同職組合および労働者共同組織」のメンバーであった（第2条, 16条）<sup>95）</sup>。

さらに、この規約は目的遂行の手段として、生活必需品の「共同購入組合」（第71条）と“Arbeits- oder Innungsassociation”と呼ばれる「生産協同組合」（第87条）をあげているが、1849年末のベルリン地区委員会の「活動報告」<sup>96）</sup>によれば、「生産協同組合」を組織していたのは仕立工、製靴工、それに絹織工にすぎなかった。また1853年4月まで存続し、労働者友愛会運動の最後の拠点となった「保健協会」（Gesundheitspflegeverein）の活動も、個々に「疾病金庫」を持ってはいたものの全国的金庫を作るには至らず、また企業主からの援助も期待しえなかった労働者層に、結集の場を提供することとなった。事実、1849年9月の時点で5110名を数えた同協会の会員の大部分は、仕立工（1253名）、製靴工（1077名）、絹織工（1115名）、それにサラサ捺染工（300名）で占められていたのである<sup>97）</sup>。

48年革命期のベルリン労働者の組織化の試みをストライキ運動との関連で試論的に検討することにより、我々は「職人労働者」層を中心とした同職組合的組織の地域的結集体という労働者友愛会の基本的性格を浮かび上がらせることになった。この点にさらに検討を加え、48年革命期の労働者友愛会運動の意義を、中央の組織、あるいはボルンの思想といったレベルにおいてではなく、各地域の具体的活動を掘り起こすことによって明らかにすることが、次の課題となる。本稿はこうした「下から」の分析の必要性を、ストライキ運動の事例研究を通じて示すものである。

95) ただしベルリン地区委員会の「規約」は、第4条において、そうした組織を持たない労働者（特に女子労働者）のために、「一般労働者協会」（der allgemeine Arbeiterverein）を通じての加入を認めている。この点については vgl. F. Balsler, *a. a. O.*, S. 79 ff, bes. S. 81.

96) Geschäftsbericht des Berliner Bezirks der deutschen Arbeiter=Verbrüderung, in: *Vbr.*, No. 129, 25. Dez. 1849, S. 517.

97) Siehe Bericht über die Wirksamkeit des Berliner Bezirks der deutschen Arbeiter=Verbrüderung, II., Bericht des Gesundheitspflege=Vereins, in: *Vbr.*, No. 20., 8. März 1850, S. 77-80.